

# まあいいか 心の油断 命とり

令和3年に市内で発生した交通事故の件数は398件。死者数は3人、負傷者数は500人でした。近年は減少傾向にあるものの、依然として交通事故により尊い命が失われています。一人一人がルールとマナーを守り、交通事故を防止しましょう。



## 自動車の注意点

自動車事故の多くは、スピードの出過ぎが原因です。通り慣れた道でもスピードが出ていると、歩行者が飛び出してきた時に対応することが難しくなります。

少しの油断が大きな事故につながりかねません。夕暮れ時や、学校の登下校の時間帯、通学路での運転には特に注意しましょう。

また、交差点はドライバーが特に注意を払わなければならない場所です。安全な速度と方法で進入・通過するように心掛けましょう。

さらに、横断歩道などに接近する時は、横断しようとする歩行者などがいないことが明らかでない場合を除き、停止線の直前で停止できるように速度で進行しましょう。

## 飲酒運転の根絶のために

飲酒運転はアルコールが体内に残った状態で運転する行為です。アルコールは脳の働きをまひさせるため、注意力や判断力が鈍り、

危険に対する反応が遅くなります。

その結果、適切なハンドル操作や減速・停止などができず、被害者が死亡するなどの重大事故につながるケースが多くなっています。

## 厳しい罰

飲酒運転は運転免許の取り消し処分の対象となる、とても重い犯罪です。免許の取り消し期間は最大で10年間。それに加えて、5年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

また、運転者だけでなく、車両の提供者や同乗者、酒類の提供者も罰則の対象となります。

## お酒を飲む時は

体内に取り入れたアルコールは、すぐには分解されません。個人差があり、その日の体調にもよりますが、成人男性がビールの中瓶1本、または日本酒1合を飲んだ場合、約4時間は体内にアルコールが残ります。

お酒を飲んだ日に運転をしないことはもちろんですが、遅い時間まで飲酒した場合は翌日の運転を

控えるなど、飲酒した量と時間に気を配る必要があります。

飲酒の機会が増えるこれからの時期に向けて、県警ではハンドルキーパー運動を推進しています。

自動車を使ってグループでお酒を飲みに行く時は、お酒を飲まない人を決めて、その人がハンドルキーパーとなり仲間を安全に送り届けましょう。

そのほかにも、公共交通機関の運転時刻や利用できる運転代行業者をあらかじめ確認しておくなど、帰宅方法を計画することが大切です。

## 高齢ドライバーは特に注意を

高齢者による交通事故の割合は年々増加しています。公共交通機関が発達していない地域に住む高齢者にとって、自動車は生活を営み、余暇を楽しむ上で必要不可欠な交通手段です。

しかし、人は年齢を重ねるほど、複数の物事に同時に注意を払うことが難しくなり、意識と行動のずれが生じやすくなるため、交通事故を起こす危険性が高くなります。体調不良の時や悪天候の時は運転を避ける、通り慣れた道でも油断しない、定期的に運転適性検査を受けるなど、事故への対策を行いましょ。

## 自転車の注意点

自転車は、子どもから高齢者まで誰もが利用できる一方、交通ルールやマナーを守らずに運転すると、大きな事故につながる恐れがあります。

県では、道路交通法の順守や、自転車の利用者が保険加入に努めることなどを条例で定めています。次のことに気を付け、安全走行を心掛けましょう。

- 歩道・車道の区別のある道路では、原則として車道を通行する。自転車は歩道を通行できる場合でも歩行者を優先する
- 急な進路変更をしない
- 交差点では徐行や一時停止をする
- 運転中に傘やスマートフォン、イヤホンなどを使用しない
- 夜間はライトを点灯する
- 見やすい所に反射材を取り付ける
- 高齢者や高校生以下の人はヘルメットの着用を努める

### 加入していますか 自転車賠償責任保険

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月から自転車損害賠償保険(自転車保険)の加入

が義務になりました。

自転車の交通事故では、歩行者などにけがを負わせてしまった場合、高額な賠償金を支払わなければならないことがあります。この賠償金は、未成年でも免れることはできません。

万が一の事故の際、相手側や自身、家族を守ることにつながる自転車保険に加入しましょう。

## 歩行者の注意点

事故を防止するためには、ドライバードライバーだけでなく歩行者も交通ルールを守り、日頃から注意することが大切です。

近所だから、慣れた道だからと油断せず、交差点や道路の横断時には必ず信号や横断歩道を利用すること、安全確認を徹底し無理に渡ろうとしないことなどを心掛けましょう。

また、夕暮れ時から夜間にかけて散歩やジョギングなどで外出する場合は、懐中電灯や反射材の付いたテーパー・たすきなどを身につけるといった安全対策をしましょう。

### 歩きスマホは

### 絶対にやめましょう

歩行中にスマートフォンなどを操作する「歩きスマホ」は、周り

の状況に対する注意がおろそかになり、他人とぶつかってけがを負わせてしまうなど、自分だけでな

く周囲を事故に巻き込むこともあり大変危険です。スマートフォンなどは、マナーを守り安全な場所

で使用しましょう。  
※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

**必要書類**＝申請による運転免許の取消通知書、本人確認ができる物  
代理人が申請する場合は委任状と代理人の本人確認ができる物も必要です。  
※くわしくは、返納手続きについては成田警察署、交通系ICカードの交付については交通防犯課(☎20-1527)へ。

### オンデマンド交通を利用できます

市では、空港を除く市内全域で「オンデマンド交通高齢者移送サービス」の実証実験を行っています。利用者の乗降時間や乗降場所の要望に応じる乗り合い型の交通サービスで、時刻表も決まった路線もありません。乗降場所は市内全域に950カ所以上あり、市内の病院やスーパー、市役所などに行くことができます。

サービスを初めて利用する場合は、事前に利用者登録が必要です。オンデマンド交通専用ダイヤル(☎24-0080)、高齢者福祉課(市役所議会棟1階)、下総・大栄支所のいずれかで登録してください。

**運行日時**＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前7時30分～午後5時30分

**対象**＝市内在住の70歳以上で、自動車の乗り降りが自力でできる人

**料金(1人1回当たり)**＝500円

**予約方法**＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時～午後5時に、オンデマンド交通専用ダイヤルへ。利用日の7日前から乗車を希望する30分前までに予約してください

※くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

## 高齢ドライバーの皆さんへ

### 運転免許証の自主返納を検討してください

県警では、高齢運転者に運転免許証の自主的な返納を呼び掛けています。自主返納をするとバスやタクシーといった公共交通機関の運賃割引などの特典を受けることができます。市内でも、千葉交通と成田空港交通のバスの乗車運賃が半額に、タクシーの乗車運賃が1割引きになります。自分の運転に不安を感じた時や、家族から事故が心配と言われた時などには、運転免許証の自主的な返納を検討してください。  
※くわしくは成田警察署(☎27-0110)へ。

### 高齢者運転免許証自主返納

市では、高齢者による運転免許証の自主返納を支援するため、1万円相当分の交通系ICカードを交付します。交付を受けるには自主返納後1年以内に申請が必要です。

**対象**＝次の全てに当てはまる人

- 令和4年4月1日以降に全ての運転免許証を自主返納した人(有効期限が切れた免許証は対象となりません)
- 自主返納時に70歳以上の人
- 自主返納時と申請時に、市に住民記録がある人

### 申請から交付までの流れ

- ①県内の警察署または運転免許センターで免許証の自主返納の手続きをし「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける
- ②交通防犯課(市役所2階)にある申請書と次の必要書類を持って同課へ